

## 第11回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成23年4月25日（月）16:00～17:30
- ・場 所 小樽市役所 別館 3F 第一委員会室
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、上野委員、小笠原委員、栗田委員、佐藤委員、  
田口委員（神野委員、中委員、松本委員、山埜委員欠席）  
（オブザーバー）庁内研究会 富樫会長  
（事務局）上石主幹、布主査、石澤係長

（事務局 上石主幹）

第11回小樽市自治基本条例の策定委員会を開催させていただきたいと思います。会議に先立ちまして、今回、委員の変更についてご報告させていただきます。杜のつどいより参加して頂いておりました川協委員ですけれども、このたび健康上の理由により当委員会を退任したいという旨の申し出がありました。川協委員の後任と致しまして同じく杜のつどいの顧問であります栗田克夫様に委員として参加をして頂くことになりましたので、ご報告させていただきます。栗田委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。

（栗田委員）

今ご紹介に与りました杜のつどいの栗田克夫です。川協会長と一緒に杜のつどいの創設以来、色々お手伝いをして参りました。今お話がありましたように川協会長が体調を崩しましたので委員を退任させて頂くこととなりました。私はこのとおりの年ですし、耳も遠いので、お役に立つかわかりませんが、ご一緒にお話を伺わせて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（事務局 上石主幹）

それでは、本日の次第につきまして、資料の方をお配りしておりますので、議事進行につきましては、横山会長をお願いいたします。よろしくお願い致します。

（横山会長）

それでは、今回で第11回目ということになりますが、議題は二つありまして、情報公開についてと住民投票・住民参画についてです。情報公開につきましては、事務局と石黒先生とで案を作ってきて頂いておりますので、その案を固めたいと思っております。具体的に案が挙がってきておりますので、少し説明を頂いて、それから議論したいと思っております。それでは、よろしくお願い致します。

（事務局 布主査）

※情報共有について再検討した条例文案について説明

・情報の提供

『市は市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する情報を速やかにわかりやすく市

民に提供するよう努めなければならない』

→「速やかに」の部分が以前は「適切な時期に」というような表現だったが、表現として誤解される部分があるということで、変更。

・情報の公開

『市は市の保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより情報の公開に努めなければならない』

→「市の保有する情報に関して」の部分が以前は「市政に関して」であったが、議論により、「市の保有する情報に関して」という条文に変更。

・情報の公開の第2項

『市は市の保有する情報を適切に管理するよう努めなければならない』。

→以前の委員会で、横山会長より指示もあったことから検討した。今後の議論によっては、他の部分に移行するという事も考えられる。

・個人情報の保護

『市は個人の権利利益の保護のため、市の保有する個人情報を適切に取り扱わなければならない』。

→以前の案では「市政の公正且つ円滑な故のため」とあったが、表現が分かりづらいということでカット。

・個人情報の保護 第2項

『市は、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるものとする』。

→他の自治体を色々見るなかで、『市の責務と市民の権利』を規定している自治体が多かったので規定。

(横山会長)

はい。どうも有難うございました。それでは個人情報の保護の第2項ですが、これは表現の幅として「市民」を主語にするとどういうふうになるのですか？

(布主査)

『市民は、個人の個人情報の保護について開示・請求・利用の停止等を求める権利を有する。』というような感じです。

(横山会長)

『別の条例で定める』が無くなるのですね？

(布主査)

それは、第3項を作りまして、前2項の内容は別の条例で定めるなど、第1項、第2項には逆に入らなくなるかと思います。

(横山会長)

どちらかでしょうけども、1項で『市』として、2項で『市民』として、3項でまた『市』にするというふうになりますね。

何かまずご意見を頂きたいのですが、項目ごとに検討しますか。情報の提供については、如何でしょうか。以前は、『適切な時期に分かりやすく』という表現だったのですが、『速やかに分かりやすく』にしたのですが。前の議論の時は、『適切な時期』というのが非常に分かりにくいということがありましたので、今回は『適切な時期』を『速やか』にという表現に切り替えた。それについて、如何でしょうか。よろしいでしょうか。

(小笠原委員)

いいと思います。

(横山会長)

よろしいでしょうか。ここは『速やかに』という表現に切り替えることとします。続いて、情報の公開です。ここは、以前の案ですと『市政に関して、市民の知る権利を尊重し』にしていたのですが、『市政』というのがちょっと曖昧であるということで、『市の保有する情報』という表現にしたということです。ですから、『市は、市の保有する情報に関して市民の知る権利を尊重し…』という表現になっております。それともう一点は、管理の問題につきまして、以前は1項だけだったのですが、2項で情報の公開と管理がセットとして、管理に関する規定を入れてあります。『市は、市の保有する情報を適切に管理するよう努めなければならない』という表現になっているのですが、情報管理については、また改めて他の所でも議論をするということになった時に、むしろそっちの他の所に規定したほうがいいということになれば、その時はまた考えるということで、取りあえずここに規定するということです。

私の方から、石黒先生にお聞きしたいことがあるのですが、こういう自治基本条例は、できるだけ簡潔の方がいいと思うのです。そうしたときに、『別に条例に定めるところにより』という表現が、これから何度も出てくると思います。この部分ですと、根拠になるのは、情報公開条例でしょうし、個人情報保護の項目であれば、個人情報保護条例であると思いますが、逐一『別に条例で定める』という表現が必要なのかどうかですが、そのつど表現として入れなくても、元々根拠となる条例があれば、自治基本条例で表現しなくてもいいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

(石黒副会長)

色々な趣旨があり得ると思いますが、一つは、必ず条例を作らなければいけないという前提で表現する。今はもう既に情報公開・個人情報保護共に条例がありますので、今ある条例を前提にしたような意味合いにはなりますけれど、もし条例がなかった場合、こういう文言が入らないと、条例を作るか作らないかは自由ということになる。だけど、こういう表現を入れることにより、これは必ず条例を作る義務を負わせるということになるわけです。特に、この個人情報保護とか情報公開の場合、『別に定める条例に基づいて』直接具体的に請求を認めようという趣旨があるので、このように表現したいと思います。

文言としては、『別に条例の定めるところ』という項とは別に項を立てて、『それについては条例を制定するものとする』とかそういう表現もあり得ると思いますが、これだと、

逆に他の条例で中身は決めますよ、というニュアンスがちょっと出てしまいます。

この自治基本条例で別に条例を作るということを義務付けて、そして自治基本条例の趣旨に沿った条例を作らないといけない、というはずなのに、それがあまりニュアンスとして強く出ないという部分ではありますが、一般的にはこのような規定の仕方をしています。

ただ、表現しなくては駄目なのかといえば、表現しなくても、この条例でそういう権利を保障したような意味合いはありますので、問題が生じるということは無いと思いますけど、ただ、例えば『知る権利』を尊重して、情報公開法上、『情報公開に努めなければならない』という情報公開の条文だけですと、権利を尊重しているけれども、その具体的な権利としては保障しているかどうかまでは求めていないので、条例ができる前の取扱いになっても、自治基本条例に違反していないという理解があると思います。これが『条例で定める』という表現を入れると、具体的な権利を保障するというを義務付ける形になるので、そうすると、権利を尊重する内容の条例を作らなくてはいけないという具体性が出てくる。

要するに、大事なのは、これに基づいて見せろとか請求できる内容が作られるだろうという、現実としては条例が今ありますので、あまり必要がないと感じますが、理論的に言えば、これによって条例が作られている。情報公開条例も個人情報保護条例も、もしこの自治基本条例の中の他の条項とかも作っていくなかで、そこに沿わない部分があるとなれば改正する必要が出てくる。そういう義務付ける文言ということになるので、何らかの形で「別の条例において定める」とするべきだと思いますね、情報公開・個人情報に関しては。

(横山会長)

開示請求は情報公開条例で出来ますよね。

(石黒委員)

今はできます。その条例を改正した場合ですね。

(横山会長)

例えば、市長に新しい人が就任したとして、情報公開条例を大きく変えたとする、そのときに自治基本条例の中の「別に定める」とかという項目が無いと、自治基本条例が機能しなくなるということでしょうか。

(石黒委員)

そういう、抽象的な危険があるということを入れて自治体が多いと思います。例えば、情報提供とかには、特は入れてないですね。だから、これは一般的な扱いとして、それに対して情報公開・個人情報保護については具体的にそのまさに権利義務関係として請求する権利を市民に保障し、それは違法に拒否、侵害されたら救済も得られるレベルの内容の条例を作るということを自治基本条例で市に対して義務付けている。それを受けて条例が作られていると。現実、条例は既にありますけれど。

(横山委員)

むしろ、現実のこういう条例があるから、個別条例があるから、自治基本条例でまとめたという経緯もある。

(石黒委員)

現実はそうですけどね。文言の入れ方とかは、こういう形で入れないとならないのかとは、そうとは限らないとは思いますが。

(横山会長)

例えば、住民投票の個別型を仮に採用して、規定する場合であれば、それは『別に条例で定めるところによる』という規定になると思います。情報公開などの場合の必要性について、むしろ簡潔にまとめておくという意味では、規定する必要はどうか、という気も少しするのです。

今ある情報公開条例を仮に大きく改正した場合を考えると、確かに問題が出てくるかもしれないですけどね。そういう可能性はあるものではないでしょうか。

(石黒副委員長)

まあ、政治的な力が無くても無理でしょうね。それから、ここの言葉が無かったからといってこの内容の自治基本条例できたときに、今ある仕組みを発展させてあるのは別として、廃止していく方向のような条例改正をするということは、自治基本条例に反しているという話になることは間違いないと思いますので、そういう意味では必ず規定しなければとは言いきれませんが。

(横山会長)

この自治基本条例のほかの部分でも『別に定めるところにより』という表現が出てくると思うのです。この辺どうしますかね。まあ、ペンディングしておいて、このままにしておくという手もあるし、むしろこれからの議論の中でこういうのが出てきたら、その時に、まとめてこういう表現をどうするか議論するというふうにしますかね。

(石黒副会長)

そういうふうにしておいた方がいいかもしれませんね。

(横山会長)

委員の方いかがでしょうか、この件について、情報の公開についてですが。

(小笠原委員)

私は仮に何回も出てきても、一部分だけこう取り出してみたときに、その整合性というか、文章の中で誤解の無いように表現されていけばいいのかなっていう気がするんですよ。ですから、その条例、『別に条例の定めるところにより』という文言が入っていることでこの意味合いっていうものがより具体的になるってというような気がするんですよ。つまり、その具体的なものが別の条例に規定されているという意識だと思うんですよ。ですので、その都度入っていいのかなという気がします。

(横山会長)

なるほど。私は、何か解説文の中で根拠となる、あるいはこの条文の下に、根拠となる条例として書いておくという手もあると思うんですけどね。

(小笠原委員)

なるほど。ただそれは一つずつの条例に、何条に対して何というふうに書くんですか。

(横山会長)

そうです。帯広の解説文の中では根拠条例を出しています。条例だと形上、根拠法令をこれに出すというふうにはしなかったのですが、条例の解説書には必ず根拠となる条例は何かというのを明記しています。

(小笠原委員)

この部分について効力が出てくるのが、何か問題が起きた時でしょうか。何か問題が起きた時に、その別に条例があるということが非常に大事になるというわけですよ。ということは、例えば、市民が自分のものとしてこの条例を読んだときに、この事が書いてある場合と書いて無い場合というふうに分けると、例えば、私がもし市民の立場で読むとすれば、別に条例があったとしてもここだけ見たらここでしか理解できないんじゃないかなという気がするんですよ。あのしっかり一冊の中でその辺がきちっと分かるようにまとまっていれば別なんですけど、また条例自体が別にあたりすると独り歩きするということも考えられますので、出来るだけ一つ一つ見ただけでも分かるような形にするのが望ましい気がします。

(横山会長)

市民の方からすれば、こういう文言があまり至る所に出てこない方が分かりやすいかなと思います。そういう規定のしかたは非常に固いですよ。むしろ逆に根拠法令があるということで、もう改めて規定しなくても大丈夫なんじゃないかと思ったんですけど、石黒先生はむしろそれが大きく改悪されたりすると、そういうときに自治基本条例との整合性がどうだろうかということですね。

(石黒副会長)

まあ、現実的な必要性というよりは、理論的というか、この条例があって、その条例のもとでその自治基本条例の要請を受けて作られているという体系みたいなものをはっきりさせるという趣旨、そういうところなので、どちらかというところ、本当に先生のおっしゃるように、規定しない方が市民に親しみやすい条例になるんじゃないかと。また、それを落としたからといって現実的に問題は別に生じないんじゃないかというのも、その通りだと僕は思います。選択のしかたとは思いますが。

(横山会長)

おそらく、市役所の法制部の人は入れたい部分でしょうね。

(事務局 石澤係長)

そうですね。これは入れたいところですね。具体的にリンクできますので。

(横山会長)

法律、法制部の方はそうですね。

(事務局 石澤係長)

はい。まあ一般的な条文の作り方でありますので。

(横山会長)

必ずしも色々な条例を見ていると、そうでもないんだけどね。入れてない所も結構多いんですけども。では、これは『別に定めるところの…』という云々は、最後にいろいろ議論していく中で、扱いを決めるということにしますか。全部取り除く場合もあるかもしれないし、そのままにしておく可能性もあるということで、ちょっと事務局の方でメモしておいてください。最終段階でもう一度議論しましょう。

情報の公開について他いかがでしょうか。情報管理の2項は、場合によっては他のところに移るかもしれない。では、これもよろしいですか。

続いて個人情報の保護ですが、ここは如何でしょうか？2項の表現を『市民』を主語にするということも考えられるということですね。その前に、この1項ですが、『市は個人の権利利益の保護のため、市の保有する個人情報を適切に取り扱わなければならない』という表現が、若干違和感があって、『市の保有する個人情報を適切に取り扱い、原則として本人以外に開示してはならない』という表現はどうでしょうか。表現の問題ですが、どうですか。『取り扱わなければならない』という表現が入った方がいいですか？

(佐藤委員)

この『原則』という表現の中には、何か意味が含まれているんですか？

(石黒副会長)

これは、絶対に本人以外に開示してはいけない制度には、現在なっていないことと、例えば法律上別のところに使うということを認めているものは、認めざるを得ないこと、小樽市の個人情報保護条例でもその法律で命ぜられている場合だけではなくて、必要性があって一定の合理性があり、個人情報保護上問題がない場合、手続きを踏みますが、審査会と第三者機関に諮問してこちらに使ってもいいかというような形があるので、そういう特別な場合以外は本人以外には見せない、という趣旨なので、『原則として』という言葉を入れています。仮に、これをとると、どんな場合でも本人以外に見せちゃいけないという文章になってしまいますよね。それは、誤解も生じるのではないかという意味です。ただ、そうあるべきじゃないという議論は当然あるとは思いますが、ここの『原則として』という表現はそういう意味を持たせています。で、前の会長の指摘の部分は、特に私自身としては、会長が仰っていた文章では駄目かなと言えば、別に駄目じゃないとかそちらの方がいいかもしれないとは思いますが。

(横山会長)

この部分について『取り扱い』にしたら『なければならない』という意味合いは出てこないでしょうか。次の『開示してはならない』という所と繋がっていないでしょうか。

(石黒副会長)

『適切に取り扱う』という部分は、本人以外に開示しないということとともに、ずさんな管理してはいけないとかそういう意味も全部含まれていると思うんですよね。だから、普通考えるようなちゃんとした扱いをなさないと。特に人に開示という観点では、本人にはいいけれど、それ以外は基本的には駄目だよと。ただそれは絶対的に駄目だとは出来ないの、『原則として』と。考え方としては、そういう趣旨で文章化しているつもりだと思いますが、ただその文章化が適切になっているかどうかというのと、『原則として』というような言い方を入れると、事柄の性質上、当然それは一定の場合があるということをも更に緩めてしまうことになるんじゃないかという、だからかえって入れない方がいいという考え方もあるかもしれません。それは、ちょっと皆さんのご意見を伺いたいところです。

(横山会長)

『原則として』という表現は、どうでしょうか。

(佐藤委員)

私の中では、自治基本条例が市民向けなので、この原則というのをどういうふうに拡大解釈するかは、人によって違うと思うんですよね。だから、個人情報の保護ですから、この原則っていう所の意味合いが伝われば、『原則』を入れている主旨も、認められると思うんですけども、伝わらないような個人情報の保護ということになると、この原則を入れたことによって原則はそうだけれども、本人以外にまた何らかの方法によって個人情報が使われているのかなということが懸念されるということです。市民全員に対するこれはまちづくりの条例ですからね、その『原則』という言葉の扱いと、重さだと思います。

(横山会長)

これは、小樽市の個人情報の保護条例はどういう書き方になっていましたか。資料は策定委員会の第7回の部分にありまして、ここで恐らく『原則として』という表現を使っているのではないのでしょうか。

(石黒副会長)

個人情報保護条例の11条ですね、11条で『実施期間は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない』。『前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。』そして、その各号とは1号から7号まであります。その中の第5号に、『専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。』などを可能にしているというわけです。



(横山会長)

そうですね。

(石黒副会長)

それから、7号で『前各号に掲げるもののほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があると実施機関が認めるとき。』は、まあ第三者に提供することもあり得る。

(横山会長)

運用の実態に沿っていけば、やはり『原則として』と入らないと、ちょっと正確じゃないかもしれない。

(石黒副会長)

という趣旨で入れたという訳ですよ。

(横山会長)

こちらの方は、やはり『原則として』という方が、実際の運用との関係でも必要だと思うんですよ。さっきの『別の条例に基づいて』とか『条例で定めるところ』とはちょっとまたニュアンスが違って、これはやはり、現実にもこういう個人情報保護条例の11条がありますので、入れておかないといけなさと感じています

(佐藤委員)

何かこの『原則』という言葉が、他の言葉に置き換えられないのかな？というのがちょっと頭にあるんですよ。一般に見ると、『原則』というのは色んな形に解釈されるような気がします。

(横山会長)

だからこそ、逆に言うと、根拠的な条例というものを明示するということが必要になりますよね。そうすると、『原則』と規定している意味がわかると。今後、当然解説文を作りますから、その時に『原則として』という表現の根拠として、個人情報保護条例11条に基づく運用面での規定があるのだからと、こういう表現になると思います。また、入れないと、実際の運用と違ってくるので、まずいような気がします。

(石黒副会長)

資料に挙がっている他の自治体の規定全部を全部見たわけではないですが、『本人以外に開示しない』ということを入れてないんですよ、たぶん。『本人以外に開示しない』ということを入れると、文字面だけ見ると絶対的になってしまうので、それを入れる時は、何かこう絶対的でないというか、例外もあるとしておかないと、今の条例はこの自治基本条例に違反しているんじゃないかという話になってしまうと思うのです。

(佐藤委員)

わかりました。

(石黒副会長)

また、『原則として』という表現は仰るように、言葉をもうちょっと正確な表現があるのでは、ということですよ。大体何か例外があるという方向にイメージされやすい言語で

すからね。

(横山会長)

もうちょっと、いい表現があるといいですけどね。便利な言葉ではありますけどね。

(佐藤委員)

言葉としては便利ですが、一般的にこれを自分が必要だと読んだときにちょっと誤解を招くかなという感じがします。

(石黒副会長)

小樽市の今の案は、『他の法令等に定めがある場合を除き、原則として本人以外は開示してはならないものとします。』としていますね。

(横山会長)

そういう表現ならいいかもしれませんね。

(佐藤委員)

わかりました。

(石黒副会長)

一応、チェックを入れておいて、他に細かい問題がでてきたら、直ぐに議論しますか。

(横山会長)

この部分は若干問題が残っているということで。続いて、『市民』を主語にした方がいいか、『市は別の条例で定める所により、市の保有する開示・訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じるものとする。』という文章がいいのか、『市民は』を主語して『市民は…権利を有する』という表現の方がいいのか、これはどちらの方がいいですかね？ただ、1項が『市は』で、2項が『市民は』となるとですね、そしておそらく3項でもう一回『市は』と主語になる。ここは、どちらの方がいいですかね。このへんはちょっと議論のある場所ですよ。

この2項のところ、他の自治体というのは、具体的にどこになりますか？

(事務局 上石主幹)

私どもが調べた中では、資料としては提示しておりませんが、国分寺の自治基本条例は、『市民は市が保有する事項に関する』、『個人情報の開示・訂正・削除及び利用中止を求める権利を有します』という形では作っております。ただ、全体的に事務局で道外の自治体を調べている中では、あまりこの『市民は』という規定のしかたは少ないです。

(横山会長)

その国分寺の場合、1項は『市は』が主語ですか。

(事務局 上石主幹)

そうです。最初に1項として『市は個人情報収集及び利用について、必要な措置を講じなければならない。』として、2項で今の市民が主語の規定が入りまして、3項で『市は、市が保有する個人情報の不適切な取扱いにより個人の権利及び利益が侵害されたときは、

速やかにその状況を調査し、原因を究明するとともに、必要な措置を講じなければならぬ。』というような形です。

(横山会長)

3項で。結構文章も長いですよ。どうでしょうか、この点は。

(事務局 上石主幹)

道内の他都市を見ますと、ここの個人情報の保護というのでは、一つには、まず市が個人の権利利益の保護のため、個人情報の適切な扱いをしないといけないという点と、もう一つ、市民なり市は、市の保有する個人情報の開示・訂正及び利用の停止等について必要な措置を講じる。要は、この二つが明記をされるという形になっております。道内の他都市を見ますと、まあ大体一文にしているところがありまして、例えば、「市は市の保有する個人情報を適切に扱うとともに、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報の開示・訂正及び利用の停止等は必要な措置を講じる。」みたいな形で一つにする自治体もありますし、こういうふうに二項に分けて最後、これらの取扱いは別の条例で定めるという形にして3項で規定したりとか、そういう形で整理されております。

(横山会長)

この辺は、いいでしょうか。まあ、大体必要な文言は入っているので、もう一回最終段階で、全体的に条文案ができたときに、やはり権利の方で書いた方がいいというふうになれば、市民が主語で書いた方がいいのであれば、そのときにまた直すというやり方もできますので、取りあえずこのままでいきますか。

※委員全員了承

(横山会長)

それから、当然最後の段階で、今の案は『である調』なんです、『です・ます調』に出来るのかどうかということも、条例案策定の最後の段階で議論したい。これは市の法政部との関係がありますので、その辺を含めてどう対応するかということです。通常はこの形でいくということで、また改めて最終段で修正に入るといふこともあるということ、総合的な議論の時にやりたいと思います。

では、一応、以上で情報公開について終わらして、住民投票・住民参画についてということで、住民投票の方ですね、今日、住民参画の方までいけるかどうかちょっと分からないですけども、住民投票について、前回も少し議論したのですが、常設型と個別型とがあるわけですけども、もう少し詳しく資料的なものを付けてほしいということでありましたので、事務局の方から改めて説明を頂きたいと思います。

(事務局 布主査)

※資料を順次説明

資料① 個別型住民投票の具体的事例 新潟県巻町における原子力発電所のケース他4例を説明。

資料② 常設型住民投票について、代表的な自治体の規定状況を条文を添えて説明。

資料③ 自治基本条例に盛り込む住民投票の検討ポイントを委員長メモから抜粋。

(横山会長)

はい、ありがとうございました。この委員会で少し議論をしまして、後は検討部会の方で更に検討頂くというこういう形になるのですが、住民投票については、一番最後の資料③というところを見て頂きたいのですが、常設型にするのか個別型にするのかという問題なんですけれども。多くの自治体は今のところ個別型が多くて、ここに挙げられた高浜市とかです。ね岸和田市等は常設型になっております。それで、常設型にしても個別型にしても、どの程度自治基本条例の中で規定していくのかということになるわけです。外国人の扱い方や、未成年者の扱いなど、常設型の場合ですと請求に必要な署名数が、有権者の3分の1とか4分の1とか多い人数になっている自治体が多いんですね。また、投票結果の扱いなどが常設型の場合は問題になる。個別型もやはり外国人の扱いとか未成年者の扱い、これはもちろん決めなくてはいけないんですけれども、あとは市民の条例制定請求権、市長・議員の議案提出権、市民の条例制定請求に対する取扱いというようなことを考えていかなくてはいけない。常設型の場合は、もう常設ですので、要件を満たせば住民投票を実施するということになるので、個別型の場合は個別条例を改めてその都度作っていかなくてはいけないということになります。

事例としては巻町原発だとかいくつか住民投票が挙がりましたが、市町村合併の問題でも住民投票が行われましたので、色々なケースがありますが、非常に注目されたのは、産廃処理施設だとか原発とか米軍基地の整理縮小といったものになりますけれども、市町村合併の問題だとか、他にもあるとは思いますが。稚内市は、自治基本条例を作った翌年に住民投票をやっていると思います。港開発の問題じゃないかと思います。稚内駅と南稚内駅の間にある港のことだった記憶があるのですが、かなりのお金をかけてやったはずですよ。

これはどういうふうにしますか。まず、常設型にするか個別型にするかということから議論していきたいと思います。どうでしょうか。どちらにもメリット、デメリットがあります。常設型だと、住民投票が非常に乱発される可能性があるということで、資格者の4分の1とか3分の1の署名が必要としている自治体が結構多いですよ。

住民投票が乱発されないようにするという意味合いでして、逆に言うと3分の1となってくると、よほど大きなことがない限りは住民投票が出来ないかもしれませんね。そういう問題も一つ。それからもう一つは個別型ですけど、これは課題があったらその都度対応するということになるわけで、こちらの方は、住民投票請求に関しては、地方自治法上の住民請求権と同じ50分の1の署名数となるわけですが、ただ常設ではないので、議会で否決されるケースもかなりある。どちらを採るのかということになります。必ず実施しなくてはいけないというのは常設型なんですよね、その代わり資格者の3分の1とか4分の1というたくさんの署名数がないといけない。逆に言うと、個別型の場合ですと請求に必要な署名の数は少ないけれど、議会で否決されると実施は出来ません。

(上野委員)

投票をやること自体は、議会で否決したら実施できない。

(横山会長)

そういうことですね。そういうことがありますよね。ただ、実際50分の1といっても個別型の場合も相当署名を集めますよ。4分の1も集まると議会の方も否決できないというような感じになるかもしれませんね。南幌町も2回、住民投票を合併問題でやったんですよ。署名は相当集まりましたからね、だから結局2回とも住民投票をやりました。

まず、どうしますかね。勿論、常設型にして署名数は6分の1とか10分の1でもいいですけどね。そういう考え方もできなくはないです。以前、川崎市の例に出っていましたよね。

(事務局 布主査)

はい。川崎市の場合はですね、何と言うのでしょうか、必ず住民投票を実施するというわけじゃなくて、議会の意見を聞いて、3分の2以上の反対があればやらないという規定があります。

(横山会長)

常設型ともちょっと違いますよね。ここに出ている資料②の五つは常設型ということで全部やるんですね。その中で、高浜市と大和市は3分の1、岸和田市は4分の1、豊中市と奥州市は6分の1で常設型、ということですから、6分の1になるとかなり緩くはなります。資格者は皆18歳以上という定義ですね。常設型のところはどこも外国人も認めている。定住外国人を認めている、こういう感じですね。

(事務局 布主査)

外国人の問題で言いましたら、資料①の2番目の岐阜県の御鷹町産廃ですね。この場合は個別条例なんですけれども、外国籍の町民は入れなかったようなんですね。これは後日訴訟が起きています。

(横山会長)

外国籍の方から訴訟が起こされた。

(事務局 布主査)

そうですね、外国籍の方に選挙権を与えなかった。判決は自治体の長の判断であるということで、訴えは棄却されております。

(横山会長)

どうでしょうか？

(上野委員)

例えばですね、小樽市で、住民投票をやる可能性があるようなものといったら、病院や新幹線かなと思います。どちらも事業としては多くの住民に影響があるわけで、そういう案件に、多分住民投票を行っていく必要があると。そういう時にこの個別の方がいいのか常設型の方がいいのか、どういうものでしょうかね。

(小笠原委員)

随分昔の話なんですけれど、運河保存運動のときに住民請求って起きたと思うんですよ。記憶が定かではないのですがどこかの団体が、署名を集めてやりましたよね。あの時ってどうなったんでしょうね。ちょっと全然そういうことが分からなかったの。

(佐藤委員)

署名じゃなかったでしょうか。

(小笠原委員)

署名を集めて、その住民請求をしたんじゃないでしょうか。いや、10万人署名は別にやっているんですよ。その前に確か住民請求をするために署名を集めていましたよね。随分昔のことですけども、そのことを考えると、街並み保存とか、そういう小樽独特の案件で起きることも考えられるかなと思いました。

(佐藤委員)

この前の時、今言われた新幹線問題なども案件として出たときに、国との関わりとか、道の関わりの中で、そういうものが運動として、生きてくるのかということですね。

(横山会長)

何でもいいんです。何でも可能です。

(佐藤委員)

じゃ、例えば、今の風力発電の問題なんかも入ってきますよね。

(横山会長)

それは、課題があれば何でも。あとは署名が集まるかどうか。

(佐藤委員)

小樽病院以外に小樽で関心の高まることはなんでしょうね。

(小笠原委員)

現状としてはどうなっているんですか。その住民投票って今作っている、自治基本条例とは別の制度として既にあるのですか？

(事務局 布主査)

現状では、個別型になっております。

(小笠原委員)

個別型ですね。

(事務局 布主査)

現状では、地方自治法というのがありまして、それに条例を作るよう請求する権利があります。それは法律上の権利として既にあります。ですから、それに則って請求して頂くことになります。

(小笠原委員)

では、自治基本条例に規定がなくても、こういうものが今は個別型であると。

(事務局 上石主幹)

ですから、個別型自治基本条例を作ったところは無くてもしそういうのがあるんだけど、自治基本条例の中に敢えてそれを明示しているというのが、大体多いと思います。

ただ、その議論の中でさっき言いましたけれども、何でもかんでも出たものを住民投票で決めていくのかといった時に、やはり今、二元代表の中で、市長と議会があつて議会が市民に選ばれた代表として決定機関として役割を果たしている中で、結局それを無視して何でもかんでも住民投票で決めていく、というやりかたが、住民投票の本来の趣旨と照らし合わせて、どうだろうという所をまず押さえておかないと、考えた方がちょっとずれていくような気がします。

(横山会長)

個別型の場合、地方自治法上に準えて規定します。資格者の50分の1以上の署名で住民投票を市長に請求します。市長はそれを議会に諮ります。議会に否決されたらそれで終わりなんです。ですから、50分の1集まったら必ず住民投票になるかということそうではないです。それは、議会に諮ってそして、議会の判断を待つということになるんですよ。50分の1の署名は、確かに集まるんですよ、直にね。だけど、恐らく議会の方としての判断は、もっと沢山集まらなければ中々出来ないということになるんですよ。相当な市民的関心事でないと、実際には住民投票の50分の1は集まったとしても、それが実るかどうかというのは、ちょっと分からないですね。

(庁内研究会 富樫会長)

以前、庁内研究会の中で検討した際は、勿論、今のお話のように、新幹線の問題であったり、病院の問題であったり、或いは原発の関係などがあるのかもしれませんが、風力発電もまた然りだと思んですが、その際に案件別の部分は勿論ですけど、当然住民投票をする権利があるというか、住民の取扱いはどうするのか、というようなところを考えなきゃいけないという議論はしました。例えば、札幌から通学している商大生を入れるかとか、或いは、小樽は昼間の流入人口が多いですから、札幌から来て小樽に勤めているようなそういう方も入れるとか、勿論外国人を入れるとか、そういった問題はあるという話はでいました。どういった案件でどういった投票資格にするのかとか、そういう所とあとはやはりその住民の定義みたいなものは、リンクして行かなければならないだろうねという話はしていましたね。

(横山会長)

ですから、テーマによってですね、やはり他の自治体からの通勤・通学者とかが入るという場合もあるでしょうし、逆に市町村合併などの問題だったらならば、そういう人は入れない方がかえってよいわけですよ。あくまで、そこに居住している人ということになるんですよ。ですから、色んな判断ができると思うんですが、個別条例だったならばそれはその時その時の判断で変わってきます。ただ、常設型の場合はそれも最初から扱いとして決めないとならないです。年齢も18歳の場合も出てくるだろうし、20歳からの場

合もあるだろうし。定住外国人も入れた方がいいのか、入れない方がいいのかもありますよ。個別型の場合、テーマによって違ってくると思いますので、自治基本条例にそこまで書き込む必要はないと思います。

(小笠原委員)

その個別型というのは、その案件ごとに外国人を入れるとか、未成年者を入れるとかを規定するのでしょうか。

(横山会長)

それは別に定める住民投票条例の中で規定します。それこそ、『別に定める』という表現がさっきの議論とは違った意味で、いいと思います。

(小笠原委員)

便利ではありますね、個別型の方が。

(栗田委員)

今、市議の選挙が終わったばかりでこんな事をいうのは不謹慎かと思うんですけども、議員数を減らそうということは、色んな方から意見を聞くんですよ。そういうものを例えば、個別型でやった場合にどうなるかと、議会で否決されたら駄目なことになってしまいますよね。そういう市民が関心を持っているものについても否決されたら終わりということになってしまいますので、その辺のところは反映されるような方針の方がいいような気がしますけどね。

(上野委員)

私もそう思います。だから結局住民投票をするということは、まちにとっての重要なことに関してだと思えますよ。なので、当然それだけの人数の署名を集めて、住民の意見としてこれだけの人間が関心を持って出しているということになれば、先ほど言ったように個別型だとしたら議会で否決される可能性もあるんでしょうね。先ほど、事務局からもありましたように、住民投票の意義と言うのは、本当に、まちにとって大事なかじ取りというかね、意見を述べる場なので、逆に言ったら、それだけ重きを置いて住民の意見を反映させるという住民投票をしたいと思いますね。

(横山会長)

仮に住民投票を議会がやるとなっても、住民投票の結果、栗田さんのお話のような意見の方が多かった、議員定数減らした方がいいという意見が多かったとしても、今度それをまた条例案に出して議会で議論しますから、住民投票の結果、確かに議員数を減らした方がいいという住民が多いけれども、議会が否決しますよということもできるわけですよ。議会とは二重に絡むことになりますね。

(上野委員)

それこそ、本当に住民投票の前に、議会に否決されたとしたら、誰が否決してどういう意見で否決したのかをきちっと述べるべきだし、それが最終的に次の4年後の選挙に、この人は本当に住民の代表なのかどうなのかという判断を住民がする材料になる。今はあま



り判断材料がないので。

(庁内研究会 富樫会長)

住民投票の実効性の話は我々も議論をしたのですが、確かに住民投票の結果が反映するかどうかということをいうと、現状としては議会で否決されてとか、実効性というのは難しいだろうなという感覚では勿論いたのですけれども、ただ一方、先ほど横山先生からお話があった実際に40分の1なり50分の1なりという署名数があるんだけれども、もっと多くの署名を実際、集めた場合、議会がそれに対して拘束力は無いけれども、そういった民意を反映した直接請求に関しては、議会もある程度意識しなければならないでしょうし、市民も、反映しなかった議会に対する判断材料、次年度うか、次回選挙の判断材料という意味では、必ずしも無駄ではないのかなという部分はある、という話はしていました。どっちという結論は、中々そこまではでなかったんですけどね。

(横山会長)

住民投票の結果、議会が判断する時の材料というのは、市町村合併のように、その自治体だけの問題であれば、わりと住民投票の結果を踏まえて議会も判断するということになるんですけども、どうしても産廃だとか、県との関係でとか、原発ですと電力会社と国の方の問題だとか、そういうのになると非常にまた複雑になるんですよ、住民投票が。逆に非常に大きい課題です。市町村合併は割と皆さん尊重していたんですよ。住民投票もやりましょうと。そして、結果についても、その結果も認めましょう、議会もこういう感じだったと思います。どうしても産廃だとか原発だとかになってくると、また色々なほかの要素が入ってくるんですよ、新幹線も勿論、小樽市だけでは判断できない非常に難しい問題が出てくるんです。

小樽市議会の議員さんを減らすという話は、これは小樽市だけの話です、これは出来る

と。  
どうしますかね？まず、常設型か個別型かを出来れば決めていきたいですけどね。それによってどうするという判断ができるので。

どうしましょう。石黒先生、何かご意見がないでしょうかね。

(石黒副会長)

きっと皆さん中々どっちというのが、まだよく分からないという感じなのかなというふうに思うんですけどね。プロジェクトとか部会とかで議論するわけですよ。だから、ここで皆さんの、常設がいいとか個別がいいというそれぞれの人の意見が形成されていて、多数だったらここで決めて、部会ではそれに基づいてどういふのという議論をするという。出来ると思うんですけども、そこまでもちょっとまだと言う感じの場合は、意見と言うか部会で検討する時にこういうことはどうなるかそれを踏まえて案と言うんですか検討してほしいというような、意見というか要望というかそういうのがあったら出して頂いて、というふうにしか出来ないという感じもするんですけど。いや、決められることが出来る方は、言って頂いて私は個別がいいとか常設がいいとか。

(小笠原委員)

例えば、さっき栗田さんがおっしゃったように議会に関わる部分だけ、常設型に固めてしまうような形というのは、そういうのは出来ないんですか？例えば、そういう条件を設定して個別型にすると。ここについてだけは確定というものは出来ないんですか？

(上野委員)

議員定数の削減、議会に関わる所だけは、常設型のようにかならずやると。

(小笠原委員)

私は栗田さんのおっしゃること、すごくもつともだなと思います。そこは、いくら議論してもその議会が否決してしまうということですよ。議会にかけたら反対すると思うんですよ。多くの議員さんは自分にとって不利益だから。だからそれは、おかしいかなと思うんですよ。

(横山会長)

ただ、いずれにしても、住民投票の結果を踏まえて行政がその意向を汲んだ条例案を議会に諮る。議会の最終判断なんですよ。いくら住民投票をやったとしても。もうその住民投票で決まりましたということではないですよ。必ず議会が判断をする、賛否を。最終的な権限は議会ということですよ。

(石黒副会長)

今の法制度の下では、結果で拘束するという条例は、憲法・法律に違反するという考えが多数だと思うんですよ。だから多くの条例は、『尊重する』とか『尊重しなければならない』という表現をしているかと思うんですけど。政治的にはものすごく大きいものがあるので、中々、実際に制度化して住民投票をやった結果に反することをやるというのは難しいと思います。条例上、義務付けるようにするとそれは違法な条例だとなる可能性は高いです。

二代表制を採って法令上権限を与えている、責任を負わせているのに、違うところで決めた通りやれということになるということですよ。それと議会の部分だけというのは、無理ではないと思うんですよ。ただ、問題はこの自治基本条例も議会が制定するので、そういう内容の案だとしたら、そもそも自治基本条例自体なんだこれだと、議会をまさに信頼していない、だからこれを作るということかと、その可能性は無くもない。これは現実問題ですけどね。その個別の住民投票について結局議会が応じないじゃないか、それを縛ろうという内容の条例にすると、本体としての自治基本条例自体可決されないという可能性はあります。政治的判断となるので、条例として不可能かと言ったら、不可能ではないと思いますが。

(上野委員)

ただ、個別型だったら住民投票自体がされない場合もあるという。

(横山会長)

そうです。議会の判断で。

(上野委員)

最終的に議会が全てを判断するんですけども、住民投票も市民の言う民意を得る手段としてやる前に否決されるよりはやって頂いた方がいいと。どちらかと常設型的なニュアンスの意見を言っているかもしれませんが、当然まちの大きな事に対して、市民の意見、意思を聞くので、住民投票する署名を集める、集める人数とか、ある程度多い人数が必要でしょうし。それによってある意味それが上手くどっちに転ぶか知りませんが、議会がそれに対して、どっちにするのかは別として、行われるということ自体が個別の場合無くなる可能性もあるので、出来れば住民投票をやって頂きたいと思っています。それに対して議会が YES か NO するのは別として、出来ればやって頂きたいというのが、ぼくの個人的な気持ちですけどね。

(横山会長)

ですから、必ず住民投票が行われるのは、常設型ですよ。それから、個別型は判断ですね。署名が集まったとしても議会がやる、やらないという判断ができるわけです。そして、常設型の方も、住民投票の結果が出ただけでも、それに基づいてまた例えば行政が提案して議会が否決するとか、行政がその住民投票の結果と違う提案をするとか、そういうことも出来る訳です。ですから、常設型であっても住民投票の結果がストレートに反映されるかというのは分からない。さっき石黒先生がおっしゃたように、最大限尊重しますというのが今の段階なんですよ。法律的に、この二元代表制という観点からすると、それ以上踏み込むと、それはもう法律違反という事になるんですよ。ですからあとは、住民投票で圧勝するということであれば、議会や行政が当然それに対して、インパクトがありますから、それに従うということになるんでしょうけども。

(上野委員)

住民投票自体が行われなかったら、そのインパクトも何もないですからね。行うことに意義がある。

(横山会長)

そうですね。個別型だったらそれは住民投票をするかしないかというのは分からないですよ。どっちになるか。

(上野委員)

たとえどの方でも、その方が署名集めをやめてしまったら、それは市民の人に知られることもなく終わってしまう。

(横山会長)

ただ書面活動をやりますからね。50分の1という地方自治法に準えてやるんですけど、実際には50分の1ではなくてもっと集めますよね。そうすると、市民にそっと広がることは間違いありません。4分の1ぐらい集まれば。

(石黒副会長)

先ほど、横山先生のお話にもあったと思うんですけど、話が変わる所がありますが、事

柄によって、例えばどういう人たちが投票に加わるべきかという違いが出てき得るとすると、常設型を作る場合は今度難しい面がありますよね。こういう事柄だったら、当然例えば、定住外国人も入れないと変じゃないの、でもこういう事柄なら外国人が入るのは変じゃないのと。ただ、そうなると、常設型で作るとなると、事柄によって投票資格を分けると言うのも作る時に決めなきゃいけない。そうすると、どんな問題があるかとか、想定するには難しい所もあるかと思うんですけどね。多くの自治体の自治基本条例の場合は、まずどちらにしても別に条例を作るというふうにして大枠みたいなものしか入れてないんですよ。前回の資料を見ると、川崎市で自治基本条例が作られてから住民投票が出来るまで4年ぐらいかかっているんですよ。住民投票をどういうふうにするかというのを検討して、住民投票条例を作ったんだと思うんですけど。条例の中で、住民投票の仕組みの方の中身の一点のことを見越したものでやるのはなかなか難しいかなという感じはしますけどね。住民投票条例を検討ということであれば検討して行って、具体的な内容の条例を作れると。一定のモデルというか参考例は大分出てきているから、少し違うという面はあるかもしれませんが。

(横山会長)

そうですね。前回の資料だと常設型という自治体というのが全部で17あるんですね。北海道の増毛町が常設型にしているんですね。知らなかったけど。

(石黒副会長)

この前回の時に出た資料の常設型というのは、必ずやるということではないですか？

(事務局 布主査)

川崎はちょっと違います。

(横山会長)

増毛とか川崎はこれに入っていないんでしょ、この17の中に。

(事務局 布主査)

入っていないです。

(横山会長)

これらは全部やるということかな、必ず。増毛の場合も。署名が集まったらやるっていうことですね。

個別条例は、産廃が多いけれども、市町村合併が一番多いでしょう。

(事務局 布主査)

そうですね。

(横山会長)

どうします、一度部会に投げて、それから戻ってきて議論するような形を採りますか？それとももう少しこのまま委員会として次回もやりますか？むしろ、部会で議論するものを整理しておくというふうに、今日のままにしておいて、部会の議論に委ねることもできますし、次回もう一回住民投票をここの委員会で議論するやり方もありますし、どうしま

すか？

(石黒副会長)

この住民投票の部会の方々はどのようなメンバーですか？

(事務局 布主査)

佐藤委員と栗田委員、中委員、神野委員です。

(横山会長)

前は、神野さんと中さん来ていましたね。

(事務局 布主査)

中さんと神野さんは来ていましたね。

(横山会長)

どうですか佐藤委員。もう少し議論した方がいいですか？

(佐藤委員)

何か具体例だとか、それから実際にどの程度まで住民投票っていうのが、今の時間帯の漠然とした中では、中々難しいですね、私は。

(横山会長)

それなら、事務局の方でね、次回資料③というのは非常にいい資料だと思うんですけども、その中にね、更に具体的に、例えば外国人の扱いはこういうふうになっているとか、いくつかの事例を出してほしい。未成年者の扱いをどういうふうに、18歳以上にしているところとか、20歳以上にだとか、請求の必要な署名の数がどうなっているのかとか、そして実施しない場合はどうなるのか、実施しない場合ってこれ、常設型だと実施するでしょ。

(事務局 布主査)

そうですね。

(横山会長)

しないということはないと思うけどね。それから、成立要件も関係ないですね、これは。もう必要な署名数があればいいわけですから。あとは投票結果の扱い。それから、個別型も同じような感じでね。市民の条例制定請求は、どれくらいの数が集まればいいのか。市長・議員の議案提出、市民の条例制定請求に対する取扱い。具体的なものをもうちょっと色んな自治体の条例を出して、具体的なものを幾つか出してもらって、そして次回別途検討して、どこの市はこうだとか、どこの町はどうなのかとかですね。そういうのにちょっと整理して出して頂くということですね。それで、市町村合併の事例で住民投票の個別型が行われていますので、それが具体的にどのように推移したのかというあたりですね。

(事務局 布主査)

わかりました。

(横山会長)

署名はあったんだけど、住民投票はしなかったところがあるのがあるのかとか。住民

投票の署名が集まったのでやったんだけど、住民投票の結果に反するような形で議会が議決したところもあるかもしれないし、或いは大体住民投票の結果に従っていたところもあるのかなのか、そういうのもちょっと含めて。議会だけじゃなくて行政の判断ということもありますよね、当然。行政判断で議会に提案するということもあるでしょうからね。

そうでした、市町村合併の南幌町の場合は、一回目の時、住民投票で反対の方が多かったんだけど、首長さんがそれでも議会に合併すると議案を出したんですよ、確か。そして議会がそれはおかしいと言って、結局首長の提案を否決したんですよ。それで、首長は議会の否決は重いということで辞職したんです、その場で。一回目の住民投票で。二回目また別の町長さんになって、その時、住民投票をまたやったんですが、また反対が圧倒的に多く、その時は、町長さんが住民の総意だからと言って、合併しないというふうにしたんですよ。すぐその日のうちに栗山町と由仁町の町長に会いに行き、もう南幌町は合併しませんということを言ったんです。ですから、町長は辞任しないで今も町長をやっていますけれども、前の町長さんの時はそうなんですよ、住民投票の意に反する形で議会に提案した。でも、議会はそれに対してそれはおかしいと住民投票の結果を尊重すべきだと言って、否決したんです。それで、前の町長さんは辞めた、とこういう結果になりました。

(佐藤委員)

住民投票の結果を議案として出さなかったというのは、何か意図があるんですか？

(横山会長)

やっぱり、三町の既に合併協議会で議論をしてきたとかね、ということがあったんじゃないですか。

ただ、議会がどう判断されるかという、ここに全てかかっているようなことは町長は言っていたんですよ。そしたら、議会が否決しちゃった。

(佐藤委員)

そうですね。

(横山会長)

住民結果を尊重しろということで、議会が否決する、こういう感じだったんですよ。二回目はもう新しい町長さんは住民投票の結果をそのまま尊重した。ですから結構二段階ぐらいあるんですよ、色々。個別型にして住民投票をやりました。住民投票をやった結果こうなりました。でも、議会に提案する時は、また別で提案することもできます。南幌町は議会がそれで行政の提案をそのまま受けたならば、住民投票結果と違ってがっかりしちゃうということもあり得る。色々なケースがある。市町村合併の事例でいくつか出して貰えば。常設型の方は無いんですよ、今そういう住民投票はね。常設型が難しいのは、やはり3分の1とかを、集めるのが大変だと思うんですよ、恐らく。もっともこの常設型の所で、現段階で大きな課題が無いのかも知れませんがね。大きい課題が無いと3分の1集めるといったら大変だと思いますし、いくつかの自治体で随分常設型ができてきているのはすごいなと思います。

(上野委員)

川崎市のような、中間を採るような感じは結構いいかなと思ったりするんですけどね。

(横山会長)

6分の1でしたっけ？

(上野委員)

10分の1で、議会の3分の2以上の反対で（住民投票を）しない。

(横山会長)

そういう手もありますよね。

(上野委員)

中間型ぐらいなのが。

(横山会長)

10分の1ぐらいだったら割と集められると思いますね。大きい都市で3分の1だったら大変なことですよね。政令指定都市で3分の1ですと集めるのは大変なことじゃないですかね。

では、住民投票を次回もう一回やって、後部会にということですね。本日はここまでとしましょう、お疲れ様でした。

< 次回の日程を調整し終了 >